

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国
との間の協定

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定

日本国及びアルゼンチン共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

両締約国の持続可能な開発を奨励することを目的として、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であつて、投資としての性質を有するものをいう。(注) 投資財産の形態には、次のものを含む。

注 この協定のいかなる規定も、締約国の投資家がいずれか一方の締約国又は両締約国の関係法令に違反して行う投資には適用されないことが確認される。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）（注）。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証書は含まない。

注 債券、社債、長期債等の形態の債務証書は、投資としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の債務証書、例えば、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であつて、直ちに支払期限が到来するものは、投資としての性質を有する可能性が低い。

- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vi) 貿易関連的所有権協定に規定する知的財産権
- (vii) 免許、承認及び許可並びに投資を受け入れる締約国の法令によって与えられる類似の権利（注）

注 特定の形式の免許、承認、許可その他これらに類する文書（当該文書の性格を有する限り、特許を含む。）が投資としての性質を有するかどうかは、当該文書を保有する者が投資を受け入れる締約国の法令に基づいて有する権利の性質、範囲等の要素による。投資としての性質を有しない文書には、投資を受け入れる締約国の法令に基づいて保護されるいかなる権利も創設しない文書が含まれる。このことは、当該文書に関連する資産が投資としての性質を有するかどうかに影響を及ぼすものではない。

(iii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この

規定は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

- (b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央政府の当局（注1）と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面による契約（注2）であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注1 この定義の適用上、「中央政府の当局」とは、省庁級の当局をいう。省庁級の当局とは、中央政府の個別の省庁その他これに類する当局をいい、次のものを含まない。

- (a) 締約国の憲法又は特定の法令に基づいて設立された政府の機関又は組織であつて、当該締約国の法令に基づき個別の省庁その他これに類する当局と異なる法人格を有するもの（当該政府の機関又は組織の日常的な運営が、当該個別の省庁その他これに類する当局によつて指揮され、又は管理されている場合を除く。）

- (b) 専ら特定の地域又は州について行動する政府の機関又は組織

注2 書面による契約とは、書面による合意であつて、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、関係法令に基づいて当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるか

を問わない。）をいう。この場合において、

(a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による契約であるとはされない。

(b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による契約であるとはされない。

(c) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。（注）

注 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合（投資財産の設立を認める許可又は免許の申請を行つた場合等）に限り、他方の締約国の区域において「投資を行おうとし」ているものと了解される。

(i) 締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（会社、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

- (e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。
- (f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (g) 「区域」とは、
 - (i) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
 - (ii) アルゼンチン共和国については、アルゼンチン共和国の主権の下にある領域並びにアルゼンチン共和国が自国の法令（自国の憲法上の規定を含む。）及び国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

- (k) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。
- (l) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。
- (m) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。
- (n) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。
- (o) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。
- (p) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。
- (q) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。
- (r) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。
- (s) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(t) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(u) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(v) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(w) 「PCA」とは、ハーグの常設仲裁裁判所をいう。

(x) 「事務総長」とは、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、PCA事務総長をいう。

第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、こ

の協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

- 3 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

第三条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産（当該区域にあるもの）に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 2 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

- 3 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

- 4 この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国であり、若しくは当事国となる自由貿易地域、関

税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定若しくは租税協定又は自由地帯（注）から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

注 この条の規定の適用上、「自由地帯」とは、締約国の領域の一部であつて、当該領域の一部に持ち込まれた物品が輸入に対する課税に関する限り関税領域の外にあると一般的にみなされるものをいう。

5 この条の規定は、一方の締約国に対し、この協定の効力発生前に当該一方の締約国が署名した国際協定に基づいて与えるより好ましい待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

第四条 待遇に関する最低基準

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。締約国による規制の変更は、当該変更の事実のみをもつて第一文の違反を構成するものではない。

2 1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関

する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定の適用上、

(a) 「公正かつ衡平な待遇」には、世界の主要な法制に具現された正当な手続の原則による刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しない義務を含む。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

4 一方の締約国が投資家の期待に反する行動をとる又はとらないという事実のみでは、結果として他方の締約国の投資家の投資財産に対する損失又は損害が生じている場合であっても、この条に規定する公正かつ衡平な待遇又は十分な保護及び保障の基準に対する違反を構成しない。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 世界貿易機関設立協定との関係

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七条 適合しない措置

1 第二条及び第三条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、締約国の中央政府が附属書Ⅰの各締約国の表に記載する分野、小分野又は事項に関して維持するもの
- (b) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、締約国の地方政府が維持するもの
- (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条及び第

三条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 一方の締約国は、この協定の効力発生の日、他方の締約国に対し、1(a)に規定する適合しない現行の措置を通報する。その通報には、適合しない現行の措置に関するそれぞれの留保事項について、次の事項を含む。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、第二条又は第三条の規定によって課される義務であって1(a)の規定に従って掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、

(i) この協定の効力発生の日改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいう。

(ii) 当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 第二条及び第三条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、1(a)に規定する適合しない現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的状況においては実施後できる限り速やかに）、当該改正若しくは修正又は当該措

置の詳細な情報を他方の締約国に通報する。

6 各締約国は、適当な場合には、1(a)に規定する又は附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

7 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

8 第二条及び第三条の規定は、締約国が次のものに関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

(a) 政府調達（注）

注 この協定の適用上、「政府調達」とは、政府が、物品若しくはサービス又はこれらを組み合わせたものを政府用に利用することができるようにする過程又は政府用に取得する過程（商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く。）をいう。締約国が政府調達に関して採用し、又は維持する措置には、公共事業に関する特許に係る契約に関する措置を含む。

(b) 締約国が交付する補助金又は行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び可能な場合には一般に適用される司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する次の者の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

- (a) 他方の締約国の国籍を有する自然人
- (b) 他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役

第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 4から7までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 1の規定は、二の事態を取り扱っている。第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

3 (a) 締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i) 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。

(ii) 政府の行為が明確な及び投資に基づく合理的な期待を害する程度（注）

注 投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。

(iii) 政府の行為の性質

(b) 公共の福祉に係る正当な目的（例えば、公衆衛生（注）、安全及び環境）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

注 公衆衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品（生物学的製品を含む。）、診断技術、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。このことは、この(b)の規定の適用範囲を限定するものではない。

4 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

5 補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

6 支払が自由利用可能通貨で行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生

した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

7 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

8 この条の規定は、貿易関連知的財産権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的財産権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十二条 武力紛争、内乱、国家緊急事態又はこれらに類する事件の際の待遇

1 一方の締約国は、第七条8(b)の規定にかかわらず、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、武

力紛争、内乱、国家緊急事態又はこれらに類する事件により自国の区域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与える。

2 1の規定は、第七条8(b)の規定がないとしたならば第二条の規定に反することとなる補助金又は贈与に関する現行の措置については、適用しない。

3 1の規定に従って行われる支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 いずれの締約国も、第十六条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関して行った保証、保険契約又は他の形態の損害の填補に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、代位がないとしたならばこの協定の規定に基づいて当該投資家が当該投資財産に関して保有していたであろう権利の代位又は移転を承認するものとし、当該投資家は、当該代位の限度において、当該権

利を行使することを妨げられる。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払
- (g) 次章第二節の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2 各締約国は、更に、資金の移転が不当に遅滞することなく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを認める。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 一般的例外

この協定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十六条 安全保障上の措置

第十二条の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第十七条 企業の社会的責任

両締約国は、各締約国が自国の区域において活動する企業又は自国の管轄の下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準、指針及び原則であつて、自国が承認したもの又は支持しているものを自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する。

第十八条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のた

めの支払又は資金の移転（第十四条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

- (e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

- (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるもので

あること。

第十九条 租税に係る課税措置

1 この章のいかなる規定も、3に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置について義務を課するものではない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第四条、第五条、第八条及び第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。ただし、租税に係る課税措置が収用を伴うと主張する申立人は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り、投資紛争を仲裁に付託することができ
る。

(a) 当該申立人が、まず、両締約国の権限のある当局（注）に対し、書面により、当該課税措置が収用を伴うかどうかの問題を付託すること。

注 この4の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、

外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議して問題を検討する。

(ii) アルゼンチン共和国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたそ

の代理者は、外務宗務大臣又は権限を与えられたその代理者及び司法長官又は権限を与えられたその代理者と協議して問題を検討する。

(b) 両締約国の権限のある当局が(a)の規定により問題を付託された日の後百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことに合意しないこと。

第二十条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十一条 知的財産権

1 両締約国は、投資活動の更なる促進のため、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が当事国である他の国際協定に従い、知的財産権の十分かつ効果的な保護並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十二条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する

手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十三条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章 紛争解決

第一節 両締約国間の紛争の解決

第二十四条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、いずれかの締約国の要請により、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を

要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。仲裁手続は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、P C Aが運営する。

4 仲裁委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、U N C I T R A L仲裁規則を適用する。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行うものとし、かつ、その理由を明示する。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が仲裁に参加する費用を負担する。両締約国は、自国が選定した仲裁委員が仲裁に係る費用を不必要に増加させなかった場合に限り、仲裁に係る残余の費用を均等の割合で負担する。

第二節 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第二十五条 一般規定

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。当該協議及び交渉の開始は、仲裁廷の管轄権の承認と解してはならない。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの節の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの節の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

ただし、申立人は、請求の対象である事項及び請求に係る損害が、関連する投資に関する合意に依拠して被申立人の区域において設立され、又は取得された当該申立人の投資財産に直接関連する場合にのみ、(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により当該投資に関する合意に対する違反についての請求を付託することができ

る。

3 申立人は、被申立人に対し、この節の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

- (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに 2 (b) の規定によって付託する請求の場合には 2 (b) に規定する企業の名称、住所及び設立場所
 - (b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項
 - (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠
 - (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2 に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。
- (a) I C S I D 条約による仲裁。ただし、両締約国が I C S I D 条約の当事国である場合に限る。
 - (b) U N C I T R A L 仲裁規則による仲裁（紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、P C A が運営する。）
 - (c) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁
- 5 この節の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。
- (a) 申立人による書面による仲裁の請求であつて、I C S I D 条約第三十六条 1 に規定するものを事務局

長（注）が受領した時

注 この(a)の規定の適用上、「事務局長」とは、ICSID事務局長をいう。

(b) 申立人による書面による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(c) 4(c)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による書面による仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)に規定する書面による仲裁の請求並びに(b)及び(c)に規定する書面による仲裁に関する通知は、以下の節において「仲裁の通知」という。

6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの節の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7 6の規定にかかわらず、申立人は、自己の投資財産の設立、取得又は拡張に関する投資紛争をこの節の規定による仲裁に付託することができない。

8 6の規定にかかわらず、この節の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立

てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9 この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又は(b)に規定する場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a) 2(a)の規定によって付託する請求については、次の(i)及び(ii)に規定する条件を満たす場合

(i) 申立人が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b) 2(b)の規定によって付託する請求については、次の(i)及び(ii)に規定する条件を満たす場合

(i) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

10 9(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が手続上の又は管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

11 9(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14 被申立人は、この節の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の(i)及び(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、この節の規定及び関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16 締約国の投資家は、2(a)の規定による仲裁に請求を付託する場合には、締約国の投資家として被った損

失又は損害のみを回復することができる。

17 仲裁廷は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

18 15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

19 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

20 紛争当事者は、4の規定に基づいて適用される仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意するこ

とができる。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁廷は、関係する仲裁規則に従って当該場所（ニューヨーク条約の当事国の国内に限る。）を決定する。

21 仲裁廷は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。仲裁廷の裁定は、その理由を明示するものとし、特定の事件に関してのみ、紛争当事者を拘束する。

22 一方の紛争当事者は、23の規定及び暫定的な裁定について適用される審査手続に従うことを条件として、遅滞なく裁定に従う。

23 一方の紛争当事者は、次のいずれかの時まで、最終的な裁定の執行を求めてはならない。

(a) ICSID条約による仲裁において下される最終的な裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i) 当該裁定が下された日から百二十日が経過し、かつ、いずれの一方の紛争当事者も当該裁定の再審又は取消しの要請を行わなかった時

(ii) 再審又は取消しの手続が終了した時

(b) UNCITRAL仲裁規則による仲裁又は4(c)の規定に従って選択された仲裁において下される最終的な裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i) 当該裁定が下された日から九十日が経過し、かつ、いずれの一方の紛争当事者も当該裁定の再審又は取消しの手続を開始しなかった時

(ii) 裁判所が再審又は取消しの申請を棄却し、又は認め、かつ、上訴が行われない時

24 各締約国は、自国の区域において裁定を執行するために必要な手段を定める。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十六条 仲裁人の選定

1 仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意によって任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2 事務総長は、この節の規定による仲裁に関する仲裁人任命権者としての役割を果たす。

3 事務総長は、請求がこの節の規定による仲裁に付託された日の後七十五日以内に仲裁廷が設置されなかった場合において、一方の紛争当事者の要請があつたときは、いまだ任命されていない一人又は二人以

上の仲裁人を自己の裁量によって任命する。事務総長は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民も仲裁廷の長となる仲裁人として任命してはならない。

4 ICSID条約第三十九条の規定の適用上、国籍以外の理由による仲裁人への異議を妨げることなく、

(a) 被申立人は、ICSID条約によって設置される仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意する。

(b) 前条2(a)に規定する申立人は、書面により仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意することのみを条件として、ICSID条約により、この節の規定による仲裁に請求を付託し、又は請求を継続することができ
きる。

(c) 前条2(b)に規定する申立人は、当該申立人及び同条2(b)に規定する企業が書面により仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意することのみを条件として、ICSID条約により、この節の規定による仲裁に請求を付託し、又は請求を継続することができる。

5 いずれの一方の紛争当事者も、前条2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定によって付託される請求に係る仲裁廷の仲裁人の任命に当たっては、関連する準拠法についての個々の候補者の専門知識又は関連する経験を考慮する。事務総長も、3の規定に従って任命を行う場合には、関連する準拠法についての個々の候補者の専

門知識又は関連する経験を考慮する。

6 仲裁人の公平性又は独立性に関して正当な疑問を生じさせる状況が存在する場合には、当該仲裁人については、忌避することができる。

7 忌避の申立てを行った一方の紛争当事者は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、他方の紛争当事者が当該申立てへの同意を表明しなかったとき又は忌避された仲裁人が当該申立ての書面による通知の日の後十五日以内に辞任しないときは、事務総長に対し、当該忌避された仲裁人及び紛争当事者に対して意見を提出する機会を与えた後、当該申立てについて根拠のある決定を行うよう要請することができる。

第二十七条 仲裁の実施

1 仲裁廷は、紛争当事者との協議の後、紛争の範囲内である事実に関する問題又は法律上の問題についての利害関係を有する第三者（アマカス・キュリイ）の書面による意見であつて、当該仲裁廷が紛争当事者の意見及び主張を評価するに当たり当該仲裁廷を補助することができるものを、いずれの一方の紛争当事者でもないが、当該仲裁廷における仲裁の手續において重大な利害関係を有する者又は団体から受領し、

考慮することができる。各意見においては、作成者を明記し、あらゆる紛争当事者との直接的又は間接的な関係を開示し、及び当該意見を準備するに当たり財政上の支援その他の支援を提供した者、政府その他の団体又はそのような支援を提供する予定である者、政府その他の団体を明記する。各意見は、仲裁において使用される言語により作成するものとし、仲裁廷が定めるページの制限及び期限を遵守するものとする。仲裁廷は、紛争当事者に対して当該意見に回答する機会を与える。仲裁廷は、意見の提出が、仲裁の手続を妨害せず、若しくは当該仲裁の手続に不当に負担を与えず、又はいずれの一方の紛争当事者をも不当に害しないことを確保する。

2 仲裁廷は、付託された請求が法律上の問題として第二十五条の規定によって申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨又は請求が明白に法的根拠を欠いている旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。このことは、仲裁廷が他の異議、例えば、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議（当該仲裁廷の管轄権に対する異議を含む。）を先決問題として取り扱う権限を害するものではない。

(a) この2の規定による異議は、仲裁廷が設置された後できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも当

該仲裁廷が被申立人による答弁書の提出の期限として定める日（仲裁の通知の修正が行われるときは、当該仲裁廷が当該修正に対する被申立人による答弁の提出の期限として定める日）以前に当該仲裁廷に提出する。

(b) 仲裁廷は、この2の規定による異議の申立てを受けた場合には、本案についての手続を停止し、他の先決問題を検討するために定めた日程と適合するよう当該異議について検討するための日程を定め、当該異議につき理由を明示して決定又は裁定を下す。

(c) 仲裁廷は、付託された請求が第二十五条の規定によって申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨のこの2の規定による異議について決定するに当たり、仲裁の通知又はその修正（UNCITRAL仲裁規則の下で付託された紛争においては、仲裁の通知又はその修正及びUNCITRAL仲裁規則の関連規定に規定する請求の陳述書）における請求の裏付けとして行われる申立人の主張であつて事実に係るものが真実であることを前提とする。仲裁廷は、争点となっていない関連するいかなる事実についても考慮することができる。

(d) 被申立人は、この2の規定による異議を提起し、若しくは提起しなかったこと又は3に定める迅速な

手続を利用し、若しくは利用しなかったことのみを理由として、仲裁廷の権限についての異議（管轄権に対する異議を含む。）又は本案についての主張を放棄するものではない。

3 仲裁廷は、被申立人が当該仲裁廷の設置の後四十五日以内に要請する場合には、2の規定による異議又は紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議（当該仲裁廷の管轄権に対する異議を含む。）について、迅速に決定する。当該仲裁廷は、本案についての手続を停止し、要請の日の後百五十日以内に、当該異議につき理由を明示して決定又は裁定を下す。ただし、一方の紛争当事者が審理を要請する場合には、当該仲裁廷は、当該決定又は裁定を下すための期間に三十日を追加することができる。当該仲裁廷は、審理が要請されるかどうかにかかわらず、特別な理由を示した上で決定又は裁定を下すことを三十日を超えない範囲で更に短期間遅らせることができる。

4 仲裁廷は、2又は3の規定によって被申立人の異議について決定する場合において、正当な理由があるときは、当該異議の申立て又は当該異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び代理人の報酬を主張が認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁廷は、そのような裁定が正当であるかどうかを決定するに当たり、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかった

かどうかについて検討するものとし、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

5 仲裁廷は、一方の紛争当事者の要請があつた場合には、又は仲裁廷の職権により（紛争当事者が承認しない場合を除く。）、仲裁の手續において一方の紛争当事者が提起した科学的な事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争当事者が合意する条件に従い、一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、関係する仲裁規則が認める場合には、その他の専門家の任命を妨げない。

第二十八条 手續の併合

1 いずれの一方の紛争当事者も、第二十五条2の規定による仲裁に二以上の請求が別個に付託され、かつ、これらの請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じている場合には、併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の合意又は2から10までに定める条件に従つて、併合の命令を求めることができる。

2 この条の規定による併合の命令を求める一方の紛争当事者は、事務総長及び併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者に対し、要請を書面により送付する。当該要請には、次の事項を明記する。

(a) 併合の命令の対象となることを求める全ての紛争当事者の氏名又は名称及び住所

(b) 求める併合の命令の内容

(c) 併合の命令を求める根拠

3 仲裁廷は、事務総長が2の規定による要請を受領した日の後三十日以内に当該要請が明白に根拠を欠くと判断しない限り、この条の規定によって設置される。

4 この条の規定によって設置される仲裁廷は、併合の命令の対象となることを求められた全ての紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、次の(a)から(c)までの規定に従って三人の仲裁人により構成する。

(a) 一人の仲裁人は、全ての申立人の合意によって任命される。

(b) 一人の仲裁人は、被申立人によって任命される。

(c) 仲裁廷の長となる仲裁人は、事務総長によって任命される。ただし、当該仲裁廷の長となる仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならない。

5 事務総長は、事務総長が2の規定による要請を受領した日の後六十日以内に被申立人又は申立人が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、併合の命令の対象となることを求められたいずれか一方の紛争当事者の要請に基づき、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁量

によって任命する。

6 この条の規定によって設置される仲裁廷は、第二十五条2の規定によって仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争当事者の意見を聴取した後に、命令を発出し、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) 当該請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。

(b) 当該請求のうち、この条の規定によって設置される仲裁廷が決定することが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

(c) 第二十六条の規定によって既に設置された仲裁廷に対し、当該請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定するよう指示すること。ただし、当該仲裁廷が次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に限る。

(i) それまで当該仲裁廷において一方の紛争当事者でなかった申立人のいずれかによる要請があった場合には、申立人のための仲裁人が4(a)及び5の規定に従って任命されるときを除くほか、当初の仲裁

人により再度構成すること。

(ii) 既に行われた審理を再度行うかどうかを決定すること。

7 この条の規定によって仲裁廷が設置された場合において、申立人が第二十五条2の規定による仲裁に請求を付託し、2の規定による要請に自己の氏名又は名称が記載されなかったときは、当該申立人は、当該仲裁廷に対し、6の規定に基づいて行われる命令の対象に自己を含めるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

- (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所
- (b) 求める命令の内容
- (c) 命令を求める根拠

当該申立人は、その要請の写しを事務総長に送付する。

8 この条の規定によって設置される仲裁廷は、UNCITRAL仲裁規則（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁の手続を行う。

9 第二十六条の規定によって設置される仲裁廷は、請求の全部又は一部であってこの条の規定によって設

置され、又は指示される仲裁廷が管轄権を行使するものについて、決定する管轄権を有しない。

10 この条の規定によって設置される仲裁廷は、一方の紛争当事者による申請があつた場合には、6の規定に基づく決定を行うまでの間、第二十六条の規定によって設置される仲裁廷の手続の停止を命令することができ。ただし、当該仲裁廷が既に手続を中断している場合を除く。

第三節 文書の送達

第二十九条 文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省経済局

(b) アルゼンチン共和国については、外務宗務省及び司法長官室の双方

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章 合同委員会

第三十条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に係るものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第三十一条 見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生後にアルゼンチン共和国が次のいずれかに該当する多数国間又は二国間の投資に関する国際協定を締結したときは、この協定の対応する規定を改正し、又はこの協定に関連する規定を加えることを目的として見直しを行う。

(a) 国債を除外する規定を含まない国際協定

(b) 他国の投資家の投資財産の設立、取得又は拡張に関する投資紛争を仲裁に付託することへのアルゼンチン共和国の同意について規定する国際協定

(c) 特定措置の履行要求の禁止に関する規定を含む国際協定

両締約国は、日本国による要請があつた場合には、当該国際協定の効力発生の日以後に行われる当該要請の受領の日から三箇月以内に当該見直しを開始し、合理的な期間内に完了させることを目的として当該見直し

を行う。

第三十二条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年十二月一日にブエノスアイレスで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

福嶋教輝

アルゼンチン共和国のために

フォーリー

附属書Ⅰ 第七条1(a)に規定する分野、小分野又は事項

日 本 国	アルゼンチン共和国
一 農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項七に規定するものを除く。） 二 銀行業 三 熱供給業 四 電気通信業及びインターネット付随サービス業 五 医薬品製造業 六 皮革製造業及び皮革製品製造業	一 化学工業生産品製造業 二 金融業及び保険業 一に特定する分野、小分野又は事項については、第三条1に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。

七	船舶の国籍に関する事項
八	鉱業
九	石油業
十	警備業
十一	航空運輸業（空港及び空港運営サービスへの投資であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項十一に規定するものを除く。）
十二	貨物利用運送事業
十三	鉄道業
十四	道路旅客運送業
十五	水運業

十六 上水道業

二から十まで、十三、十四及び十六に特定する分野、小分野又は事項については、第三条1に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。

附属書Ⅱ 第七条3に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条3の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって第七条3の規定に従って留保事項

に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「ISIC」とは、全経済活動の国際標準産業分類（統計文書M第四号―Rev・四、国際連合経済社会局、ニューヨーク、二千八年）をいう。

(b) 「JSIC」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

日本国の表

一	二
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
全ての分野 内国民待遇（第二条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) アルゼンチン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) アルゼンチン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第二条）

四	三	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 概要	概要 現行の措置
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業	全ての分野 最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）	最恵国待遇（第三条） 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六	五	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
エネルギー産業 電気業 ガス業	内国民待遇（第二条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	内国民待遇（第二条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七		
産業分類 関連する義務 概要	現行の措置	
原子力産業	内国民待遇（第二条） 日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	
産業分類 関連する義務 概要	現行の措置	
漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連す	

	八
現行の措置	分野 小分野 産業分類
る次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査集魚 (b) 漁獲物の保蔵及び加工 (c) 漁獲物及びその製品の輸送 (d) 漁業に使用される他の船舶への補給 (e) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第二条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	九	十
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五章及び第八章	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、

	十一	
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	現行の措置 保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第二条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

アルゼンチン共和国の表

一	分野 小分野	全ての分野
---	-----------	-------

	二
産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） アルゼンチン共和国（以下この表において「アルゼンチン」という。）は、農地、大規模かつ永続的な水域若しくは湖を含む不動産又は当該水域若しくは湖に隣接する不動産及び国境の警備区域に所在する不動産の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 国家による農地の所有又は占有の保護のための制度に関する法律第二万六千七百三十七号 政令第二百七十四号（二千十二年） 法律第二万三千五百五十四号によって修正された政令第一万五千三百八十五号（千九百四十四年） 政令第三万二千五百三十号（千九百四十八年）	全ての分野 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、次の州における後発開発途上地域の開発を促進するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 カタマルカ州、ラ・リオハ州、トゥクマン州、フフイ州、コリエンテス州、サルタ州、フォルモサ州、チャコ州、ミシオネス州及びサンティアゴ・デル・エステロ州

	三	四
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
	全ての分野 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。	全ての分野 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、先住民、少数民族、影響を受けやすい集団又は社会的若しくは経済的に不利な立場にある集団に対して権利又は特惠を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六	五	
分野 小分野	現行の措置 産業分類 分野 小分野 現行の措置	
漁業及び水産養殖業並びに航行 漁業 水産養殖業 航行	鉱業及び土石採取業 原油及び天然ガスの採取 金属鉱物の採掘 I S I C 〇六一〇 原油採取業 I S I C 〇六二〇 天然ガス採取業 I S I C 〇七一〇 鉄鉱業 I S I C 〇七二一 ウラン及びトリウム鉱業 I S I C 〇七二九 その他の非鉄金属鉱業 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、原油及び天然ガスの採取並びに金属鉱物の採掘に関する措置並びに他の鉱業及び土石採取活動（金属鉱物の採掘を含む。）のための支援業務に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	

	七
産業分類	分野 小分野
ISIC 〇三一一 海洋漁業 ISIC 〇三一二 淡水漁業 ISIC 〇三二一 海洋養殖業 ISIC 〇三二二 淡水養殖業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要 アルゼンチンは、関係する国際法に従い、アルゼンチンの内水、自国の管轄の下にある海域及び自国の大陸棚における生物資源の開発に関連して、漁業及び水産養殖業並びに関連する活動に関する措置（個人又は法人の住所、居所又は国籍についての要件に関するものを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 アルゼンチンは、自国の管轄の下にある海域における航行並びに漁業に使用される船舶の乗組員の構成及び内容（採捕された魚類、設備及び漁具）に関する規制（制裁を含む。）であって関係する国際法の規則に反しないものを採用し、又は維持する権利を留保する。 連邦漁業制度に関する法律第二万四千九百二十二号	文化産業 出版業 映画 ビデオ及びテレビジョン番組の制作 音声録音及び音楽出版業

産業分類	関連する義務	概要
番組編成及び放送業		
I S I C 五八一	書籍出版業	
I S I C 五八二	住所・人名録及びメーリングリスト出版業	
I S I C 五八三	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業	
I S I C 五八一	その他の出版活動	
I S I C 五八二	ソフトウェア製作業	
I S I C 六〇一	ラジオ放送業	
I S I C 六〇二	テレビジョン番組編成・放送業	
内国民待遇（第二条）		
最恵国待遇（第三条）		
		アルゼンチンは、文化産業に関し、国内法令に基づいて自国民に対して又は国際協定に基づいて他国の国民に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この表の規定の適用上、「文化産業」には、次のものを含む。
		(a) 書籍、雑誌、定期刊行物又は新聞（印刷された媒体又は電子媒体のいずれであるかを問わない。）の出版、流通又は販売。ただし、上記のいずれかを単に印刷し、又は植字する活動を除く。
		(b) 既存のいずれかの様式による映画又はビデオの制作、流通、販売又は展示
		(c) 既存のいずれかの様式による音楽の制作、流通、販売又は公衆への伝達
		(d) 一般公衆による直接受信のために送信が行われることになる無線通信に関する活動並びにラジオ放送、テレビジョン放送、ケーブル放送及びインターネット放送に関する全ての活動

九	八	
分野 小分野	分野 小分野 原子力 原子力発電 核燃料の生産及び供給 核物質 放射性廃棄物の処理及び処分 放射性同位元素及び放射線発生装置 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	現行の措置
製造業 他に分類されない農機具製造業 他に分類されない石油機器及びガス機器製造業 他に分類されない医療機器製造業		

十	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
人の健康 内国民待遇（第二条）	コンピュータ、電子製品及び光学製品製造業 電気機器製造業 他に分類されない機械及び機器製造業 ISIC 二六六〇 照射、電気医療及び電気療法装置製造業 ISIC 二七一〇 電動機、発電機、変圧器並びに配電及び制御装置製造業 ISIC 二八一ー エンジン及びタービン製造業（航空機、自動車及びオートバイ用エンジンを除く。） ISIC 二八二ー 農業及び林業用機械製造業 ISIC 二八二四 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業（注） 注 この留保事項の下でのISIC二八二四については、石油及びガス掘削用機械の製造に関連する活動に関するものである。 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、農機具、石油機器及びガス機器並びに医療機器の国内生産の促進及び奨励に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	十一	十二
概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
アルゼンチンは、公衆の健康及び特に個人による医薬品へのアクセスを保護するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	バイオテクノロジー 科学的な研究開発 内国民待遇（第二条） アルゼンチンは、バイオテクノロジー分野（人、植物及び動物の健康、農業バイオテクノロジー、工業的な加工等）における措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	サービス貿易 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） アルゼンチンは、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において約束の対象としていない又は約束の対象としているが約束しないと記載している全ての分野及び小分野における措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現 行 の 措 置	アルゼンチンは、当該表において制限付きで約束している全ての分野及び小分野における措置を当該制限の範囲において採用し、又は維持する権利を留保する。 アルゼンチンは、サービス貿易一般協定に基づく自国の第二条の免除に係る表に含まれる分野及び小分野における措置を当該免除の範囲において採用する権利を留保する。